

継続的体制立ち上げ後の法令外国語訳の推進体制イメージ(案)

政府

【前提】

政府が整備した翻訳は、いわゆる公定訳とはせず、参考資料と位置づける。
政府は、法令外国語訳推進のための基盤整備として必要十分な範囲で取組を行う。

法令外国語訳推進のための基盤整備
に関する関係省庁連絡会議

翻訳対象の決定

翻訳実施状況の確認

翻訳の品質確保のための措置

利用者等の要望を踏まえた
意見具申

内閣官房・
司法制度
改革推進室

継続的体制
(独立行政法人等又は特定の府省)

翻訳ルール(辞書)の充実・改訂

機能的なホームページの設置・運営

(委嘱)

専門家グループ

- ・英米法研究者
- ・涉外弁護士
- ・外国法事務弁護士など

翻訳の認証は行わない

翻訳データ等
の提供

翻訳等の公開

- ・翻訳等の品質に関する意見
- ・今後の翻訳に関する要望

関係各府省

新規の翻訳の実施

既存の翻訳の改良

(外注)

翻訳業者, 研究者等

利用者等

民間

政府による基盤整備を踏まえた翻訳実施の取組